

国保で受けられる給付

国保に加入していると、お医者さんにかかったときの医療費をはじめ、さまざまな給付が受けられます。

① 病気やけがで受診したとき




医療機関の窓口でマイナ保険証等を提示すれば、一定の自己負担額で診療を受けることができます。

国保で受けられる医療

- 診察・検査
- 病気やけがの治療
- 薬や注射などの処置
- 入院および看護
- 在宅療養（かかりつけ医による訪問診療）
- 訪問看護（医師の指示あり）

自己負担の割合

自己負担割合は年齢と所得で異なります。

小学校入学前	70歳以上75歳未満*
2割 	・一般 ・低所得者Ⅰ・Ⅱ 2割
小学校入学後～69歳 3割 	・現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 3割 

※75歳の誕生日当日からは、後期高齢者医療制度の対象者になります。

★9ページをご参照ください。

入院したときの食費・居住費

診療や薬の費用とは別に食費や居住費がかかります。下表の金額を自己負担し、残りは国保が負担します。

- 住民税非課税世帯と低所得者Ⅰ、Ⅱの人が減額を受けるためには、「限度額適用・標準負担額減額認定証」か「標準負担額減額認定証」が必要となる場合がありますので、国保の担当窓口申請してください。
- オンライン資格確認を導入している医療機関に入院する場合は、国保の担当窓口での認定証の交付申請は不要です。
- 住民税非課税世帯、低所得者Ⅱの人で、入院が90日を超える場合は、国保の担当窓口で減額するための申請が必要です。

●入院したときの食費

所得区分★		食費<1食につき>
下記以外の人		550円*
●住民税 非課税世帯 ●低所得者Ⅱ	90日までの入院	270円
	90日を超える入院 (過去12カ月の入院日数)	220円
低所得者Ⅰ		130円

*一定の要件に該当する場合は330円です。

●65歳以上の方が療養病床に入院したときの食費・居住費

所得区分★	食費<1食につき>	居住費<1日につき>
下記以外の人	550円*	430円
●住民税 非課税世帯 ●低所得者Ⅱ	270円	
低所得者Ⅰ	160円	

*一部医療機関では510円です。

★70歳未満の方は17ページ、70歳以上75歳未満の方は20ページをご参照ください。

② いったん全額自己負担したとき(療養費の支給)

次のような場合は、いったん全額を支払っても国保に申請して審査で決定すれば、自己負担分を除いた額があとから払い戻されます。



こんなとき①

急病など、やむを得ない理由でマイナ保険証等を持たずに治療を受けたとき

申請に必要なもの

- 診療報酬明細書(レセプト) 領収書
- 窓口に来た人の本人確認書類
- 世帯主の通帳(公金受取口座を希望する場合は不要)

国保の給付

こんなとき②

国外で診療を受けたとき(海外療養費)
※治療目的の渡航は除く

申請に必要なもの

- 診療内容明細書(和訳が必要)
- 領収明細書(和訳が必要) 領収書
- パスポート(渡航歴が分かるもの)
- 調査に関わる同意書 窓口に来た人の本人確認書類
- 世帯主の通帳(公金受取口座を希望する場合は不要)



こんなとき③

コルセットなどの補装具を購入したとき
※医師が治療上必要と認めた場合

申請に必要なもの

- 補装具を必要とした医師の証明書
- 領収書 現物写真(靴型装具の場合)
- 窓口に来た人の本人確認書類
- 世帯主の通帳(公金受取口座を希望する場合は不要)



こんなとき④

マッサージやはり・きゅうなどの
施術を受けたとき ※医師の同意が必要



申請に
必要なもの

- 施術内容と費用の明細が分かる領収書等
- 医師の同意書

こんなとき⑤

骨折やねんざなどで国保を扱っていない
柔道整復師の施術を受けたとき



申請に
必要なもの

- 施術内容と費用の明細が分かる領収書等

国保の給付

こんなとき⑥

輸血のための生血の費用を負担したとき
※医師が治療上必要と認めた場合



申請に
必要なもの

- 医師の理由書か診断書
- 窓口に来た人の本人確認書類
- 輸血用生血液受領証明書
- 世帯主の通帳(公金受取口座を希望する場合は不要)
- 血液提供者の領収書

③ 出産したとき

被保険者が出産したときは「出産育児一時金」が支給されます。妊娠 12 週(85 日)以降であれば、死産・流産でも支給されます。

「出産育児一時金」は原則として国保から医療機関に直接支払うため(直接支払制度)、窓口では実際にかかった費用と「出産育児一時金」との差額を支払うことで済みます。



申請に
必要なもの

- 医師の証明書(死産・流産の場合)
- 出産費用明細書
- 直接支払制度合意文書
- 世帯主の通帳(公金受取口座を希望する場合は不要)
- 窓口に来た人の本人確認書類

④ 亡くなったとき

被保険者が亡くなったとき、葬儀を行った人に「葬祭費」が支給されます。



申請に
必要なもの

- 葬儀の領収書または会葬礼状
- 葬儀(火葬)を行った人名義の通帳
(公金受取口座を希望する場合は不要)

⑤ 移送の費用がかかったとき



医師の指示により、やむを得ず入院や転院時に、車などを利用した場合、申請して認められれば、その費用が支給されます。

申請に
必要なもの

- 移送を必要とした医師の意見書
- 領収書(移送区間、距離、方法のわかるもの)
- 世帯主の通帳(公金受取口座を希望する場合は不要)

⑥交通事故にあったとき(第三者行為によるけが)

交通事故など、第三者から受けたけがについても、保険を使って医療が受けられます。その場合、国保が医療費を一時的に立て替えて、あとから加害者に請求しますので、必ず国保の担当窓口へ届け出てください。



示談の前に相談を

国保へ届け出る前に示談が成立していたり、相手側から治療費を受け取っていたりすると、国保では治療が受けられませんのでご注意ください。

国保の給付

その他の第三者行為 (国保に届け出てください)

- 一方向的に暴力行為を受けた
- 他人の飼う動物にかまれた
- 工事現場からの落下物などによるけが 等



なるほど!
ポイント

加害者(相手側)と示談を済ませたり、治療費を受け取ったりする前に必ず国保に相談を!

⑦国保が使えないとき

次の場合には、国保の給付が受けられません。

病気とみなされないもの

- 単なる疲労や倦怠
- 健康診断・人間ドック
- 正常な妊娠・出産
- 歯列矯正
- 経済上の理由による妊娠中絶
- 予防注射
- 軽度のシミ・アザ・わきがなど
- 美容整形

他の保険が使えるとき

- 業務上(仕事、通勤途上)の病気やけが
→〔労災保険の対象になります〕
- 以前勤めていた職場の保険が使えるとき

次のような場合は、国保の給付が制限されます。

- けんか、泥酔などによるけがや病気
- 故意の事故や犯罪によるけがや病気
- 医師や国保保険者の指示に従わなかったとき

